

第1号様式

法令適用事前確認手続(照会書)

平成14年11月23日

自動車交通局技術安全部技術企画課長 殿

照会者名
ゼン・オウルズ株式会社
小崎 勝浩
住所
大阪市東淀川区西淡路1-16-13
新大阪MFDビル3階

下記について、照会します。

なお、照会者名並びに照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

以上

1. 法令名及び条項

道路運送車両法第五十九条第一項
道路運送車両法第六十二条第一項
道路運送車両法第六十三条第二項
道路運送車両法第六十七条第一項、第三項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

1) 自動車のエアコンディショナーに使用する冷媒の物質の種類についてアメリカ、オーストラリアで使用されている炭化水素冷媒を使用しようとしています。
現在はフロンCFC12、代替えフロンHCF134aが主に冷媒として使用されていますが、この代替え物質について何か、規定はあるのでしょうか？
また、アメリカ、オーストラリアでは炭化水素冷媒が使用されている実績がありますが、日本では、これを規制する法律があるのでしょうか？

2) 炭化水素冷媒はプロパン、イソブタンを主成分とする可燃性ガスです。
アメリカの州法(アイダホ等)では発火点が華氏1000 以下のものは規制があります。
私が使用しようとしている冷媒の発火点は1013 でこの州法では規制対象外です。
このためすでに95年より販売が開始され数百万台が道路上で運用されており、また、大学研究機関での安全性が報告されています。
日本において自動車のエアコンディショナーに可燃性ガスの使用を規制する法律があるのでしょうか？

3) 使用しようとしている冷媒の重量は一般的な車で250g程度です。CFC12の冷媒の約30%が最大値です。量的な規制はあるのでしょうか？

3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

環境省発行冊子に適用法令等はなしとの記述あり。

4. 公表の延期の希望(希望する場合のみ)

5. 連絡先

大阪市東淀川区西淡路1 - 16 - 13 新大阪MFDビル3階